

11月は 児童虐待防止 推進月間



児童虐待に関する通報や相談件数は全国的に増加傾向にあり、虐待により子どもの命が失われる痛ましい事件が後を絶ちません。児童虐待は社会全体で早急に解決すべき大きな問題です。

◎問い合わせ こども課 ☎ 23-2684

児童虐待とは

子どもに対し、意図的に身体的・精神的苦痛を与える行為や、「しつけ」と称して、子どもの身体や心を傷付ける行為は児童虐待です。児童虐待は、次の4つに分類されます。

身体的虐待	殴る、蹴る、戸外に締め出すなど
心理的虐待	言葉で脅す、兄弟・姉妹間で差別する、子ども目の前で家族に対して暴力を振るうなど
ネグレクト	食事を与えない、家に閉じ込めるなど
性的虐待	性的関係を強要するなど

本市の児童虐待の現状

令和元年度の本市に寄せられた児童家庭相談は168件で、そのうち虐待に関する相談が74件となっています。その内訳は、身体的虐待が38件と一番多く、次いでネグレクトが25件、心理的虐待が11件となっています。



虐待のサイン

子どもの様子
・不自然な傷やあざがある

・いつも服が汚れている
・おびえて家に帰りがたがらないなど
【保護者の様子】

・親族や地域との交流がない
・衣食住の世話をしない
・子どもを置いて外出する
・性格が攻撃的・衝動的など

体罰は法律で禁止されています

本年4月、児童福祉法などの改正法が施行。体罰が許されない行為として定められました。

体罰などが子どもの成長・発達に悪影響を与えることは、科学的に明らかになっています。「しつけ」であっても身体に苦痛を引き起こし、また、不快感を意図的にもたらす行為である場合は、軽微なものであっても体罰に該当します。

不安になったら相談

子育てに不安や心配なことがあるときは、相談しましょう。ささいなことでも、話をすることで心が軽くなり、解決のヒントなどが見つかります。



に関する悩みを一人で抱え込まないよう、育児相談や教室、健診などを通して育児不安の軽減に努めています。電話での相談も受け付けていますので、気軽に相談ください。

また、身近にいる子どもが「虐待を受けているかも」と思ったら、相談・連絡ください。匿名でも受理されます。

子育て・虐待に関する相談窓口(無料)

市役所への相談・連絡

こども課

☎ 23-2684

都城市保健センター

☎ 36-5661

東部保健センター
(高城保健センター)

☎ 58-6800

西部保健センター
(高崎福祉保健センター)

☎ 62-4411

児童相談所への相談・連絡

宮崎県南部福祉こどもセンター
(都城児童相談所)

☎ 22-4294

児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189 (いちばやく)

その他の相談・連絡

児童家庭支援センターゆづりん

☎ 45-2140